

令和7年度 外国人雇用管理セミナー
「外国人労働者の労務管理、安全衛生対策等について」

令和7年10月31日（金）
佐賀労働局 労働基準部 監督課

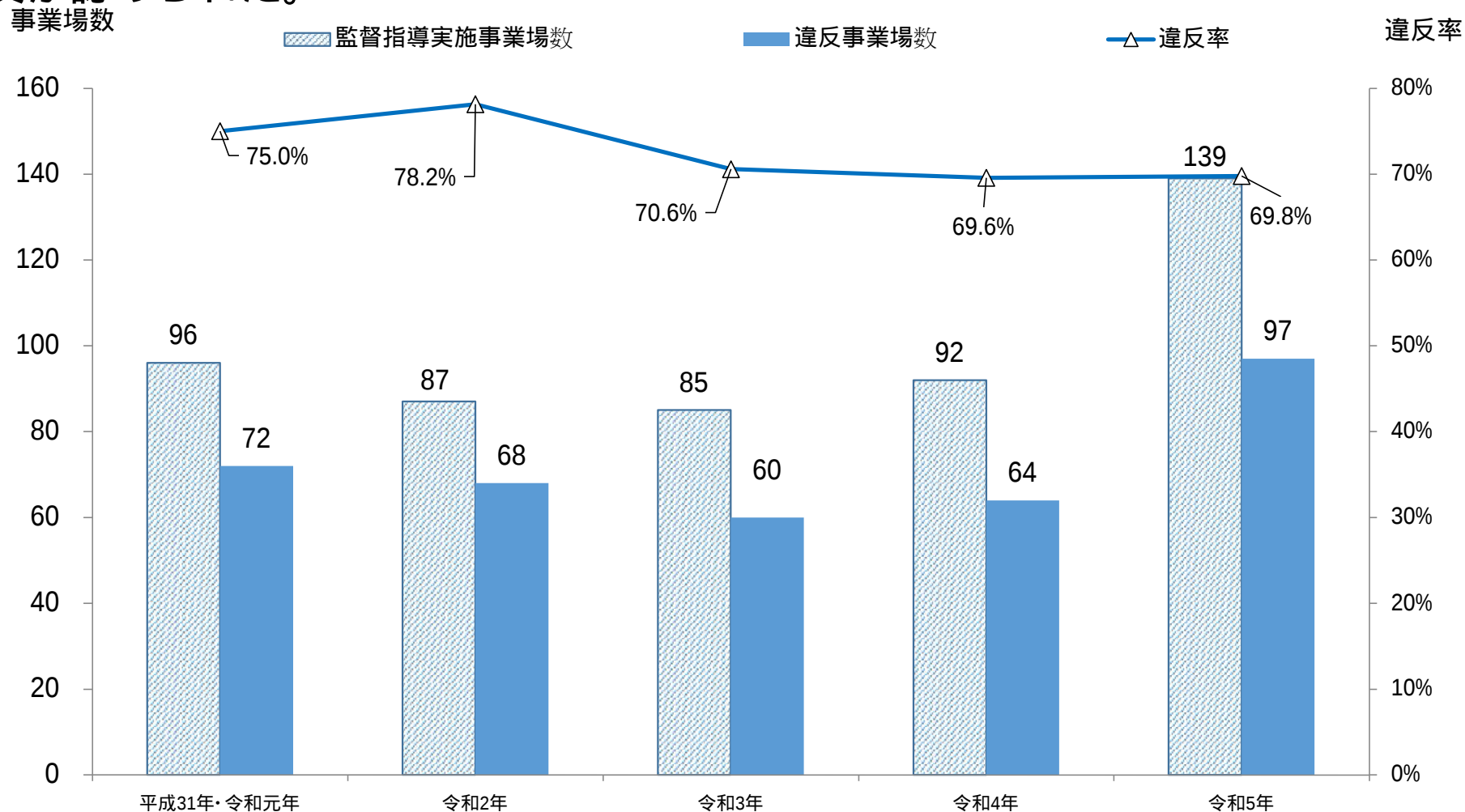
説明内容

- 1 佐賀労働局管内・全国の外国人技能実習生の
実習実施者に対する監督指導等の状況について
- 2 外国人労働者の労務管理、
安全衛生対策について

1 佐賀労働局管内・全国の外国人技能実習生の 実習実施者に対する監督指導等の状況について

佐賀労働局管内における監督指導の状況（過去5年間の推移）

令和5年（1月～12月）に佐賀労働局管内の労働基準監督署において実習実施者に対して139件の監督指導を実施し、その（69.8％）に当たる97事業場で労働基準関係法令違反が認められた。

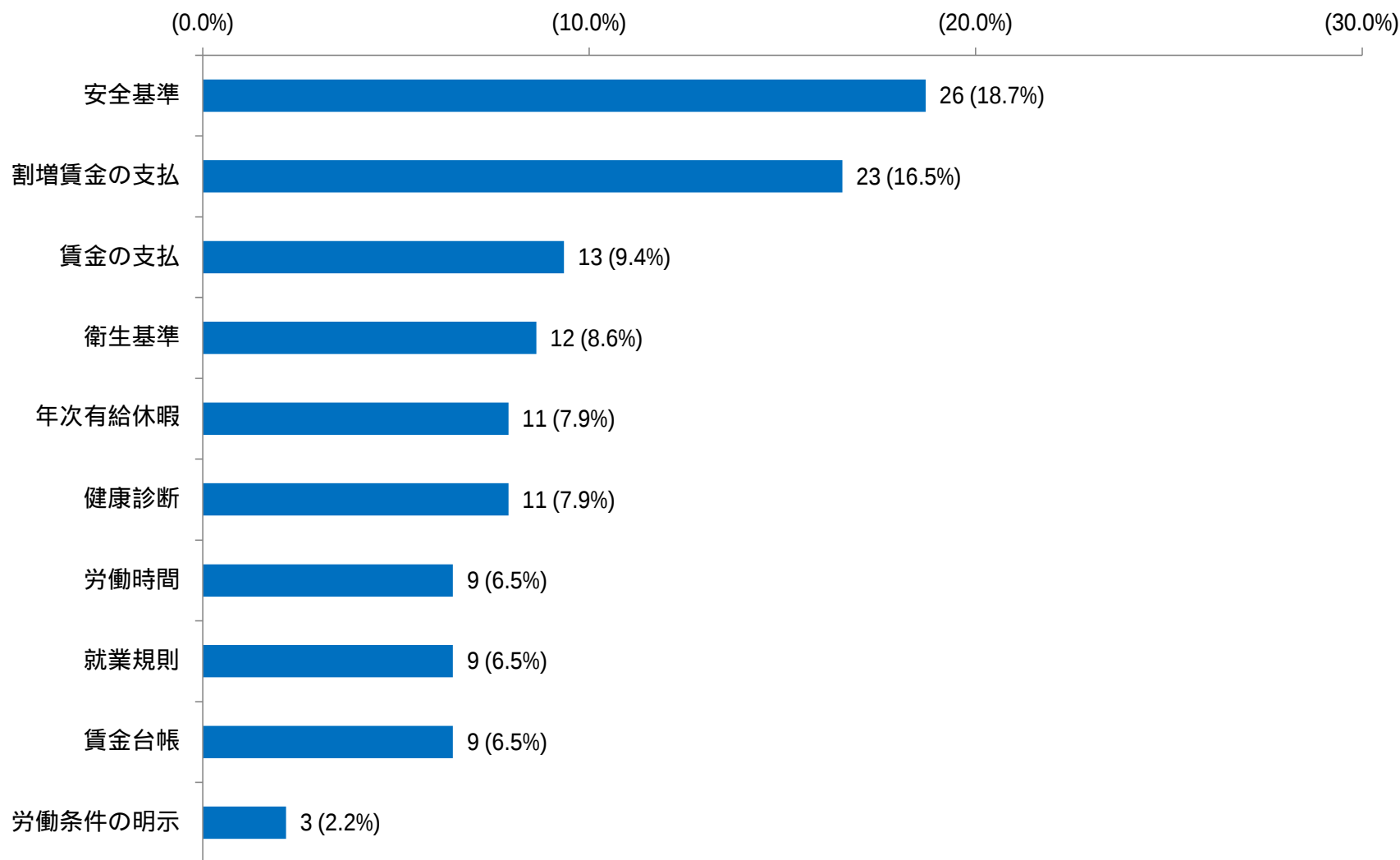


< 注 1 > 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

< 注 2 > 令和6年実績については、近日中に広報予定。

佐賀労働局管内における令和5年の監督指導の状況【主な違反事項】

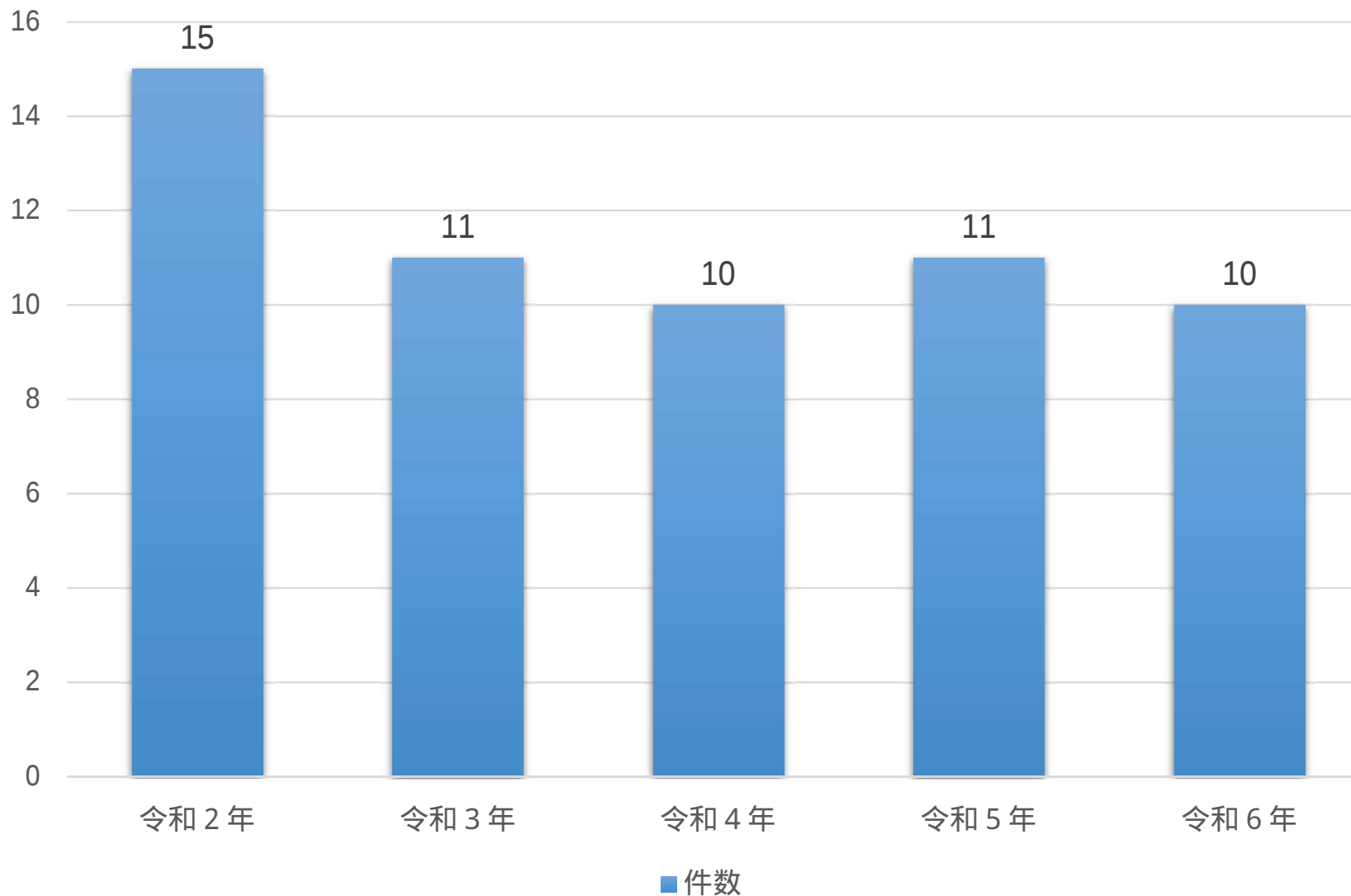
主な違反事項は 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準（18.7％）、割増賃金の支払（16.5％）、賃金の支払（9.4％）の明示順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

佐賀労働局管内における外国人技能実習生の労働災害発生状況

過去5年間でみると外国人技能実習生の労働災害（休業4日以上の災害）が最も多く発生しているのが令和2年であった。



事例 1

安全衛生関係

技能実習生に係る労働災害発生を契機とした事案

< 概 要 >

車両系建設機械を用いて資材をダンプトラックに積み込むために、誘導、補助作業を行っていた技能実習生が、ダンプトラックと資材の間に右手小指を挟まれたもの。

車両系建設機械は移動式クレーン仕様（最大定格荷重0.94トン）であったが、クレーンモードに切り替えることなく、荷のつり上げ作業に使用していた。

また、運転者は移動式クレーンの特別教育・技能講習は修了していなかった。

< 指導内容 >

車両系建設機械を用いて作業を行う際は、あらかじめ作業計画を定めると、有資格者による作業等については是正勧告を行った。

被災者である技能実習生に対して、休業補償給付の請求手続きは行われていたが、**待機期間に対する休業補償が行われていなかった**ため、当該補償を行うよう併せて是正勧告を行った。

事例 2

賃金不払い等について指導

< 概 要 >

技能実習生が、休業手当不払及び同僚からの暴力を原因として職場から逃亡したところ、定期賃金も不払いとなったため、申告があったもの。

< 指導内容 >

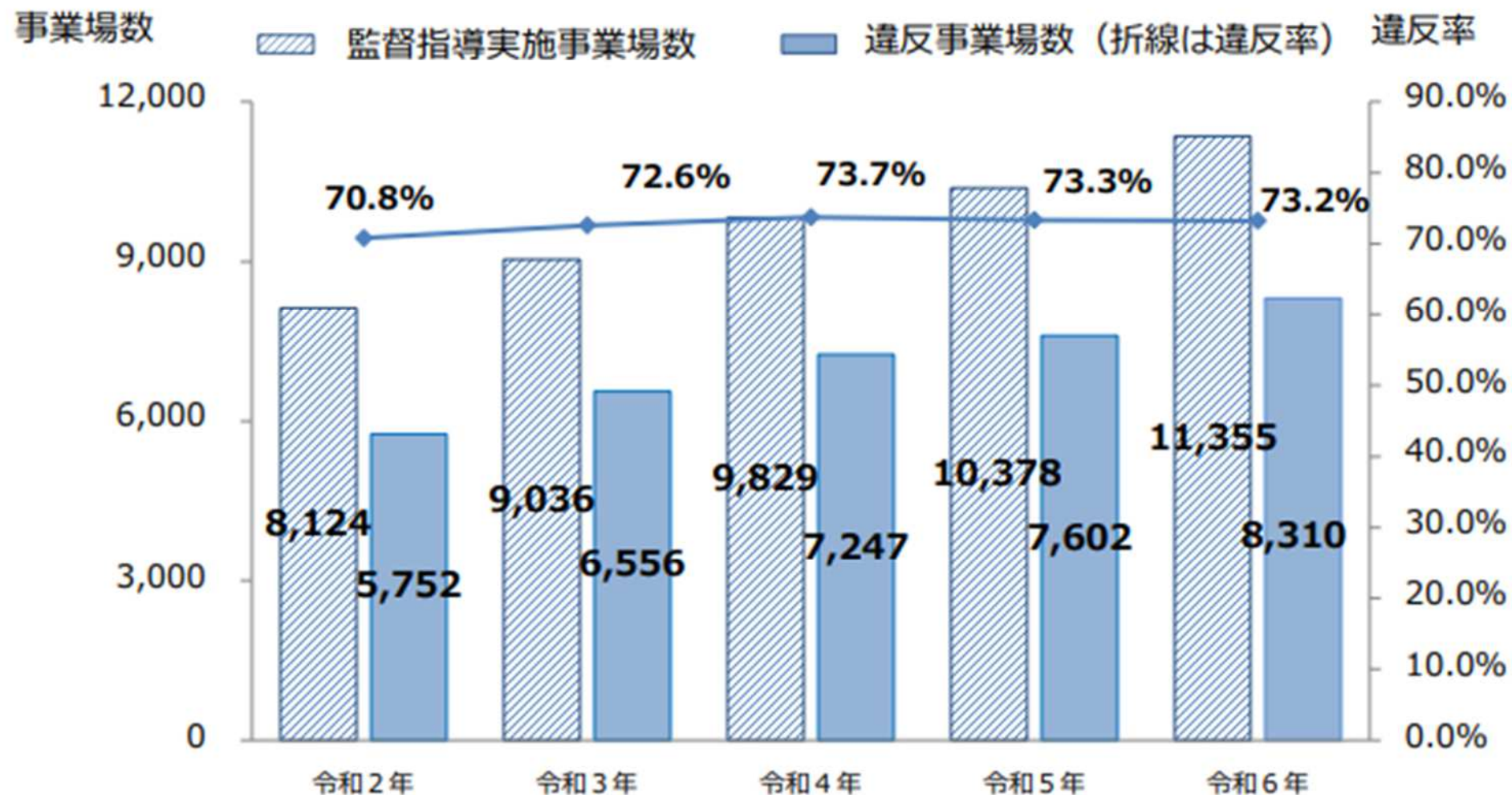
不払となっていた定期賃金及び休業手当を支払うよう是正勧告。

< 解決状況 >

代表者は技能実習生が使用していた宿舍の現状回復費用等を理由に支払を拒否したため、解決不能として監督署の処理は完結したが、その後事業場が事実上倒産状態となったため、未払賃金立替払制度の対象となり、労働者健康安全機構から未払賃金の 8 割が支払われた。

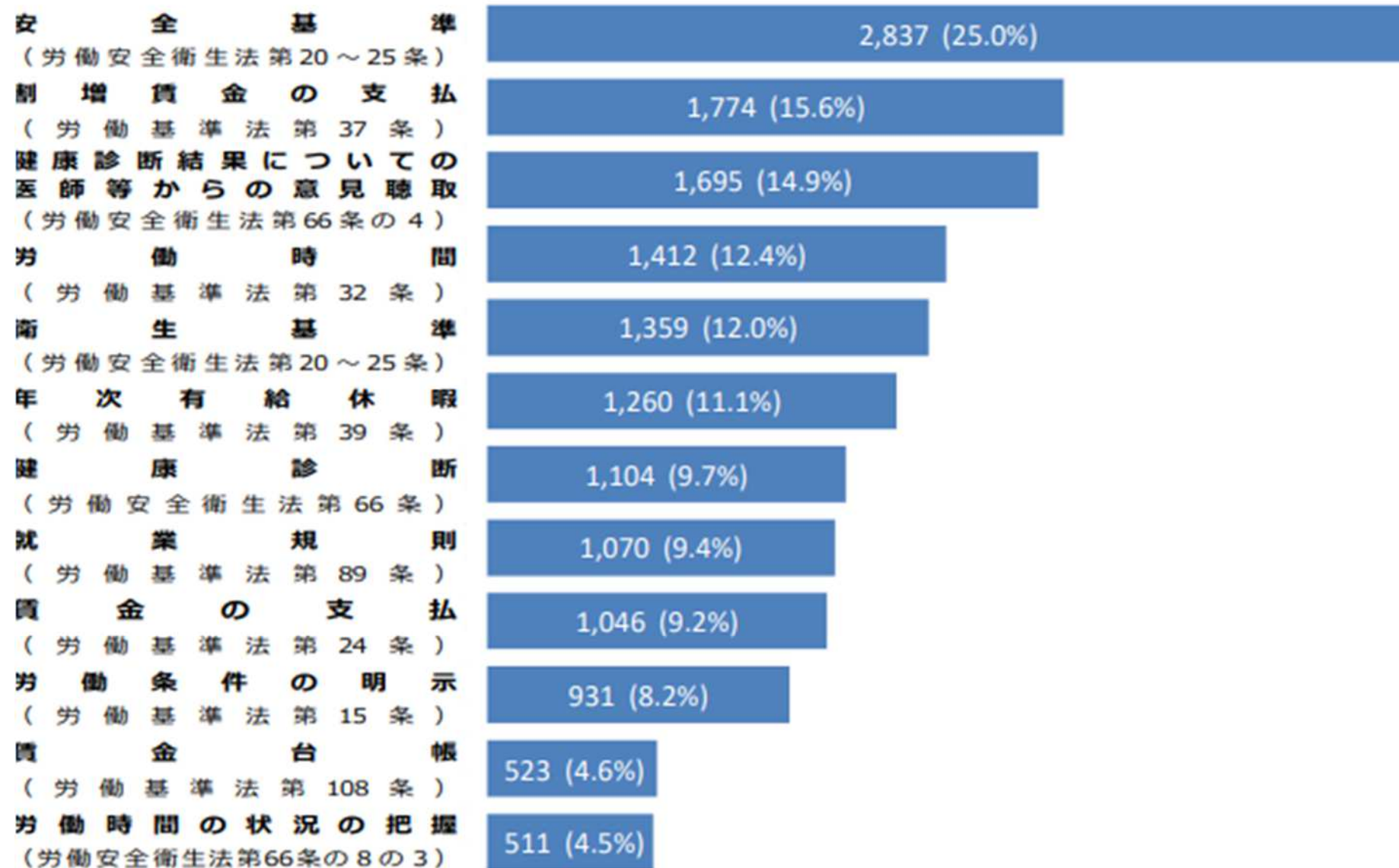
全国における監督指導の状況（過去5年間の推移）

令和6年に全国の労働基準監督署等において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**11,355事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**73.2%**に当たる**8,310事業場**で同法令違反が認められた。



令和6年 全国における監督指導の状況【主な違反事項】

主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（25.0%）、②割増賃金の支払（15.6%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（14.9%）の順に多かった。



令和6年 全国の外国人労働者の労働災害発生状況

製造業が全体の 47.7%を占めており、続いて建設業が 18.6%占めている。
在留資格別では、身分に基づく在留資格（36.6%） 技能実習（30.0%）

業種別・在留資格別の死傷者数（令和6年）

死傷者数（人）

業種 在留資格	身分に 基づく 在留 資格	技能 実習	専門的・技術的分野			特定 活動	資 格 外 活 動	そ の 他 ・ 不 明	合 計
			特 定 技 能	国 際 工 務 ・ 人 文 知 識 ・ 技 術	野 的 ・ そ の 他 の 技 術 的 分 野 ・ 在 留 資 格 分 門				
製造業	1,237	897	385	248	53	53	102	4	2,979
建設業	195	665	183	42	22	48	9	1	1,165
陸上貨物運送事業	166	14	3	15	1	4	57	0	260
農業・畜産・水産業	14	117	97	4	83	5	1	1	322
商業	173	87	28	92	4	19	71	2	476
保健衛生業	164	19	59	3	21	12	6	0	284
接客・娯楽	122	14	41	42	44	17	81	1	362
清掃・と畜	106	27	8	15	1	6	6	1	170
その他	106	34	6	39	13	7	19	2	226
合計	2,283	1,874	810	500	242	171	352	12	6,244

令和6年 全国における外国人労働者の労働災害発生状況

事故の型別は 「はさまれ・巻き込まれ（23.1％）」、「転倒（12.8％）」、「動作の反動、無理な動作（12.1％）」の順に多くなっている。

事故の型別・在留資格別の死傷者数（令和6年）死傷者数（人）

事故の型 在留資格	身分に 在留資格 に基づく	技能実習	専門的・技術的分野の在留資格			特定活動	資格外活動	その他・不明	合計
			特定技能	国際業務・ 人文知識・ 国際技術・ 業務	その他 の技術的 分野の 在留資格 専門				
はさまれ、巻き込まれ	371	557	215	153	45	31	63	6	1,441
転倒	465	134	61	45	28	25	39	0	797
動作の反動、無理な動作	394	129	83	62	28	28	30	2	756
切れ、こすれ	169	282	119	48	28	18	49	1	714
墜落・転落	234	145	81	47	43	19	12	2	583
飛来、落下	145	202	61	61	7	7	14	0	497
激突され	128	148	56	30	25	12	19	0	418
激突	159	78	38	16	14	4	23	1	333
高温・低温物との接触	70	65	51	9	13	8	40	0	256
崩壊、倒壊	33	48	15	11	0	6	2	0	115
その他	115	86	30	18	11	13	61	0	334
合計	2,283	1,874	810	500	242	171	352	12	6,244

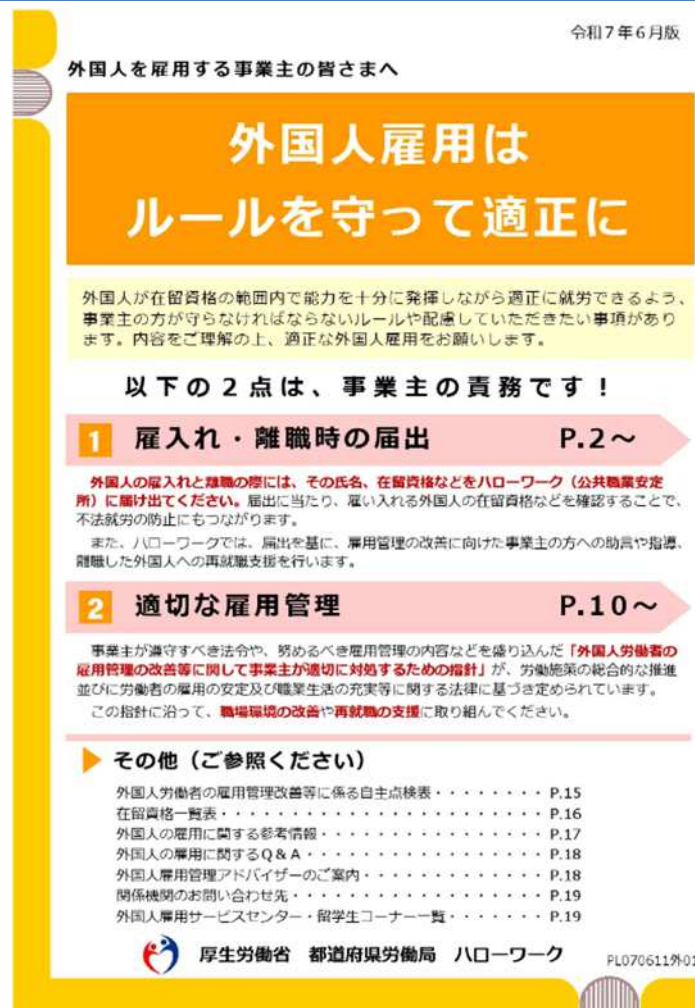
データ出所：労働者死傷病報告（令和6年）※新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く

2 外国人労働者の労務管理、安全衛生対策について （外国人雇用管理指針等）

労務管理・安全衛生対策について

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら、適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。

外国人雇用のルールに関するパンフレット等もご活用いただきながら、内容をご理解した上で、適正な外国人雇用をお願いいたします。



外国人を雇用する場合には、
外国人の雇入れ、離職の際に、
その氏名、在留資格などのハ
ローワークへ届出

「外国人労働者の雇用管理の改
善等に関して事業主が適切に対
処するための指針」（外国人雇
用管理指針）に沿った、職場環
境の改善や再就職支援の取組
が必要となります。

以下、外国人雇用管理指針につい
て説明します。

労務管理・安全衛生対策について

この指針は、外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべき事項について定めています。

指針の基本的な考え方

- 労働関係法令及び社会保険関係法令は国籍にかかわらず適用されることから、事業主はこれらを遵守すること。
- 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で、能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、必要な措置を講ずること。

指針の主な内容

募集・採用時において

国籍で差別しない公平な採用選考を行いましょう。
日本国籍でないこと、外国人であることのみを理由に、求人者が採用面接などへの応募を拒否することは、公平な採用選考の観点から適切ではありません。

法令の適用について

労働基準法や健康保険法などの労働関係法令及び社会保険関係法令は、国籍を問わず外国人にも適用されます。
また、労働条件面での国籍による差別も禁止されています。

適正な人事管理について

労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等主要な労働要件について明示することが必要です。その際、母国語等により外国人が理解できる方法で明示するよう努めましょう。
賃金の支払い、労働時間管理、安全衛生の確保等については、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等に従って適切に対応しましょう。
人事管理に当たっては、職場で求められる資質、能力等の社会像の明確化、評価・賃金決定、配置等の運用の透明性・公正性を確保し、職場の整備に努めましょう。

解雇等の予防及び再就職援助について

労働契約法に基づき解雇や雇止めが認められない場合があります。
安易な解雇等を行わないようにするほか、やむを得ず解雇等を行う場合には、再就職希望者に対して在留資格に応じた再就職が可能となるよう必要な援助を行うよう努めましょう。
なお、業務上の負傷や疾病の療養期間中の解雇や、妊娠や出産等を理由とした解雇は禁止されています。

労務管理・安全衛生対策について

● 適正な労働条件の確保

1 均等待遇	労働者の国籍を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならないこと。
2 労働条件の明示	労働契約の締結に際し、賃金、労働時間等の主要な労働条件について、書面の交付等により明示すること。その際、外国人労働者が理解できる方法により明示するよう努めること。【 】
3 賃金の支払い	- 最低賃金額以上の賃金を支払うとともに、基本給、割増賃金等の賃金を全額支払うこと。 - 居住費等を賃金から控除等する場合、労使協定が必要であること。また、控除額は実費を勘案し、不当な額とならないようにすること。
4 適正な労働時間の管理等	- 法定労働時間の遵守等、適正な労働時間の管理を行うとともに、時間外・休日労働の削減に努めること。 - 労働時間の状況の把握に当たっては、タイムカードによる記録等の客観的な方法その他適切な方法によるものとする。 - 労働基準法等の定めるところにより、年次有給休暇を与えると同時に、時季指定により与える場合には、外国人労働者の意見を聴き、尊重するよう努めること。
5 労働基準法等の周知	労働基準法等の定めるところにより、その内容、就業規則、労使協定等について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要は配慮をするよう努めること。
6 労働者名簿等の調整	労働者名簿、賃金台帳及び年次有給休暇簿を調整すること。
7 金品の返還等	外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにすること。また、退職の際には、当該労働者の権利に属する金品を返還すること。
8 寄宿舍	事業附属寄宿舍に寄宿させる場合、労働者の健康の保持等に必要な措置を講ずること。
9 雇用形態又は就業形態に関わらない公正な待遇の確保 (令和2年4月1日より適用)	- 外国人労働者についても、短時間・有期雇用労働法又は労働者派遣法に定める、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差や差別的取扱いの禁止に関する規定を遵守すること。 - 外国人労働者から求めがあった場合、通常の労働者との待遇の相違の内容及び理由等について説明すること。【 】

● 安全衛生の確保

1 安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施するに当たっては、当該外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うこと。特に使用させる機会等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法等が確実に理解されるよう留意すること【 】
2 労働災害防止のための日本語教育等の実施	外国人労働者が労働災害防止のための指示等を理解することができるようにするため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努めること。
3 労働災害防止に関する標識、掲示等	事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示等について、図解等の方法を用いる等、外国人労働者がその内容を理解できる方法により行うよう努めること。
4 健康診断の実施等	労働安全衛生法等の定めるところにより、健康診断、面接指導、ストレスチェックを実施すること。
5 健康指導及び健康相談の実施	産業医、衛生管理者等による健康指導及び健康相談を行うよう努めること。
6 母性保護等に関する措置の実施	女性である外国人労働者に対し、産前産後休業、妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置等、必要な措置を講じること。
7 労働安全衛生法等の周知	労働安全衛生法等の定めるところにより、その内容について周知を行うこと。その際には、外国人労働者の理解を促進するため必要な配慮をするよう努めること。

外国人労働者に対する安全衛生教育には、適切な配慮をお願いします。

近年、外国人労働者の増加に伴い、外国人の労働災害も増加傾向にあり、平成27年以降は毎年2,000件を超えています。

外国人労働者は一般的に、日本の労働慣行や日本語に習熟していません。外国人に安全衛生教育を実施する際には、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。



外国人労働者の労働災害発生状況の推移

休業4日以上死傷者数（単位：人）



外国人労働者のための安全衛生教育等自主点検表

1	安全衛生教育の実施	安全衛生教育を実施していますか。（雇入れ時又は作業内容を変更した時など）	☐
2	作業手順の理解	母国語など外国人労働者にわかる言語で説明するなど、作業手順を理解させていますか。	☐
3	指示・合図の理解	労働災害防止のための指示などを理解できるように、必要な日本語や基本的な合図を習得させていますか。	☐
4	標識・掲示の理解	労働災害防止のための標識、掲示などについて、図解等の工夫でわかりやすくしていますか。	☐
5	免許・資格の所持	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	☐

労働災害が発生してしまったときは…

労働災害等により労働者が死亡または休業した場合には、遅滞なく、労働者死傷病報告等を労働基準監督署長に提出しなければなりません（次ページを参照してください）。（報告しなかったり、虚偽の報告をした場合、刑事責任が問われることがあります。）

外国人労働者向け安全衛生教育教材を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozaishiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



例）転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例）安全な服装のマニュアル：14言語対応（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html



例）講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

労務管理・安全衛生対策について

- 日本国内で雇用される労働者には、国籍にかかわらず日本の法律が適用されます。
- 一般的に、外国人労働者は日本に労働慣行や日本語に習熟していないため、労働災害防止のため、適切な工夫を施して、作業手順や安全のためのルールをしっかりと理解してもらいましょう。
- 外国人労働者に、在留資格の範囲内で能力を発揮してもらうには、相互理解のもとに、円滑なコミュニケーションを図り、安心・安全な職場環境づくりが重要です。

労働基準関係（参考情報）

外国人労働者
向けモデル労
働条件通知書



労働条件をめぐるトラブル防止のためご活用ください。
(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語等)

外国語版モデル
就業規則



就業規則をめぐるトラブル防止のためご活用ください。(英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語)

外国人労働者の
安全衛生対策について



外国人労働者への安全衛生教育の教材などを掲載しています。

外国人労働者の労働条件、安全衛生対策について、ご不明点やお悩みの事項等がございましたら、まずは**労働局労働基準部又は最寄りの労働基準監督署**までご相談ください。